

令和7年度 学童クラブ(大月市放課後児童クラブ)入所ご案内

【学童クラブとは】

学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした施設です。

1. 対象児童

大月市内に住所を有し、小学校に就学している児童で、下校後に帰宅しても保護者等が就労等により家にいないため、保育を受けられない児童が対象となります。

2. 開設場所及び定員等

クラブの名称	小学校区	住 所	電 話	定 員
たきご	初狩小学校	初狩町中初狩100	25-2211	25人
やえざくらⅠ	大月東小学校	大月二丁目8-32	22-5481	45人
やえざくらⅡ			23-4152	45人
なのはな	七保小学校	七保町葛野2345	22-3737	25人
ひまわりⅠ	猿橋小学校	猿橋町伊良原48	23-0721	40人
ひまわりⅡ		猿橋町伊良原37-1	22-7337	45人
たんぼぼ	鳥沢小学校	富浜町鳥沢1979	26-5525	40人

3. 開所日時等

(1) 月曜日～金曜日(学校開校日)

・開所時間 … 下校時～午後6時まで

※就労のためやむを得ず午後6時を超える場合は、
午後6時30分まで保育の延長を行います。

・実施場所 … 各学童クラブ

(2) 土曜日

・開所時間 … 午前8時30分～午後6時まで(延長はありません)

・実施場所 … やえざくらⅠ・Ⅱ(大月東小学校隣接の学童クラブ)

※土曜日は普段利用している学童クラブではなく、「やえざくらⅠ・Ⅱ」において合同で保育を実施します。

※土曜日に利用する場合は、事前(利用する土曜日の前の週の金曜日まで)に別途申請が必要です。

(3) 夏休み、冬休み、春休み期間中及び休校日

・開所時間 … 午前8時30分～午後6時まで(延長はご相談ください)

・実施場所 … 各学童クラブ

※日曜日、祝日、12月29日～1月3日は、休業日となります。

※学級閉鎖等による休校日及び台風・大雪等、気象警報発表時(時間短縮を含む)は閉所します。

4. 保護者負担金(学童クラブ利用料)について

学童クラブの運営経費は、保護者様に納めていただく学童クラブ利用料と税金などで賄われています。

(1) 学童クラブ利用料

区 分	金額(月額)	納付方法	納期限(振替日)
8月以外の月	3,000円	口座振替	毎月末日 ※土日祝日の場合は翌営業日 ※12月分は12月25日
8月(夏休み期間のため)	7,000円		

※午後6時30分までの延長時間については、理由を問わず他の利用者との公平性を踏まえて延長料金として1児童1回につき100円を徴収します。

※月途中での入所、辞退であっても利用料の日割りはしません。

※各クラブの方針により、別途おやつ代・保護者会費等を実費徴収しています。

詳しくは各クラブへ直接お問合せください。

●納付方法について

学童クラブ利用料は、原則、口座振替で納めていただきます。入所が決定しましたら通帳と届出印をお持ちのうえ、大月市内に支店がある金融機関にて口座振替の手続きをお願いします。

申込用紙は、入所承諾通知書と一緒に送付しますが、子育て健康課保育支援担当または各学童クラブに備えがあります。

※20日までにお申し込みした場合に翌月から口座振替となります。

※以前に学童クラブを利用しており、口座振替の登録がある保護者(申請者)は、登録がある口座から引き落としとなります。

※残高不足等により振替不能になると、再度振替ができません。納付書により市役所又は金融機関へ納めていただくこととなりますので、振替不能にならないようご注意ください。また、納期限内に納付が完了しない場合は、翌月以降に督促状が送付されます。

※延長料金については、利用した月の翌月に学童クラブ利用料に加えて口座振替により納めていただきます。

(2) 利用料の減額について

学童クラブ利用料の減額を受ける場合は、必要書類を添えて「学童クラブ利用料減額申請書」を提出してください。減額申請書は1児童につき1枚です。

区 分	必要添付書類	減ずる額
生活保護法による保護を受けている場合	生活保護決定通知の写し	全額
市町村民税が非課税の場合(他の者に扶養されているときは、その扶養者が非課税の場合)【6月以降に申請】	令和7年1月1日時点の住所が市外の場合は、住民税非課税証明書	半額
大月市教育委員会が認定する就学援助受給者である場合【6月以降に申請】	令和7年度就学援助費決定通知書の写し	半額
生計を一にする世帯から、2人以上の児童が利用する場合	なし	2人目以降の児童の利用料の半額

5. 入所の手続き

利用期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなり、年度ごとに申請が必要となります。

※既に学童クラブに通っていて、引き続き入所を希望される場合も申請が必要です。

(1) 申請に必要な書類

申請書類		備考
① 学童クラブ利用申請書		学年等を記入する欄は、令和7年4月1日時点を記入してください。
②健康カード		分かる範囲でできる限りすべての項目に記入してください。
③家庭調査票		帰宅方法は原則としてお迎えのみとします。 (お迎え予定時刻は、原則として就労証明書に記載されている終業時間に片道の通勤時間を加えた時間以内としてください。) 自宅付近の地図は、インターネット等で取得した地図のコピー等を添付しても構いません。
④同意書		お読みいただき、遵守してください。
⑤保育が必要な状況を証明する書類 ※下記項目のいずれか		父母、及び同居又は直線距離で200m圏内に居住している70歳未満の祖父母等親族の状況について、それぞれ1通添付してください。
就労	就労証明書	会社等に勤務している場合は、就労証明書を、自営業、フリーランス等の場合は、就労証明書に加えて事業内容が分かる書類(直近の確定申告書の写しなど)をご提出ください。
その他	介護に関する申告書	親族の介護をしている場合
	診断書	疾病等により保育ができない場合

(2) 申請方法

必要書類(上記①から⑤)を全て揃え、受付期間内に提出してください。

<受付期間>

●4月入所

令和6年12月2日(月)～令和6年12月13日(金) (土日を除く)

●年度途中入所

入所を希望する月の前月の20日まで (20日が土日祝日の場合は直前の開庁日)

<受付場所>

・子育て健康課保育支援担当:午前8時30分～午後5時15分

・各学童クラブ : (概ね)午後3時～午後6時

(3) 夏休み、冬休み及び春休み(長期休暇)期間の申請について

大月市では長期休暇期間のみの入所申込み、または休所の申出を受け付けています。手続きは各長期休暇の開始2週間前までをお願いします。希望者多数の場合、利用できない場合があります。

詳しくは子育て健康課保育支援担当、または各学童クラブへお問い合わせください。

6. 利用承認について

4月からの入所を希望する方で申請書類を審査し、入所が決定になった方には、令和7年2月下旬に入所決定通知によりお知らせします。

※年度途中入所を希望する方は、その都度、入所の可否を審査し、通知します。

◆定員を超える場合

大月市学童クラブ入所判定指数表(別紙1)に基づき選考を行い、入所を承諾します。

※低学年の児童や長時間労働の世帯等を優先します。継続希望の児童を優先する制度にはなっていないので、ご承知おきください。

※待機となった場合、利用待機通知によりお知らせし、定員に空きができ次第入所判定指数の高い方から順に連絡します。(辞退する場合は、辞退届を提出してください)

7. 家庭状況の変更に伴う届出について

住所、電話番号、勤務先などに変更が生じた場合は、速やかに変更内容の届出をしてください。用紙は子育て健康課保育支援担当、または各学童クラブに用意しています。

なお、勤務先が変更になった場合は、就労証明書の再提出をお願いします。

※学童クラブは求職活動中の利用はできません。

8. 学童クラブ利用についてのお願い

(1) 気象警報発表時について

大雨・台風・大雪等に関して気象警報が発表された場合、または大雨・台風・大雪等で臨時休校(中途での下校を含む)となった場合には、学童クラブも閉所となります。

なお、学童クラブで保育時に気象警報が発表された場合は、学童クラブから連絡しますので、速やかに児童を迎えに来てください。学童クラブによっては、最寄りの指定避難所に児童を誘導する場合がありますので、避難先(お迎え先)の情報にご注意ください。

また、小学校で授業中に気象警報が発表された場合は、災害時対応のフローチャート(別紙2)により対応しますので、ご確認をお願いします。この場合、学童クラブからは連絡はしませんので、ご承知おきください。

(2) 大規模災害(地震)における児童の引き渡しについて

大規模災害(地震)において、各種警報・避難指示が発表された場合は、最寄りの指定避難所に児童を誘導します。保護者の方は、速やかに児童を迎えに来てください。

なお、震度5弱以上の地震が発生し観測された場合は、通信手段の混乱が予測されるため、学童クラブからの連絡はできません。速やかにお迎えをお願いします。

(3) 急病、ケガ等の児童の引き渡しについて

急病の場合は、学童クラブ施設内で安静にさせて様子を見ますが、以後の活動が出来ないと判断した場合は保護者に連絡をします。速やかに児童を迎えに来てください。

なお、ケガをした場合は、保護者に連絡して状況を説明します。医療機関への搬送が必要な場合は、緊急な場合を除き原則として保護者に迎えに来ていただきます。

(4) 時間の厳守について

学童クラブの開所時間は午後6時までとなっています。また、児童のお迎えは保護者の責任において行っていただきますので、お迎え時間の厳守をお願いします。

※勤務のためやむを得ず午後6時を超える場合、午後6時30分まで保育の延長を行います。ただし、他の利用者との公平性を踏まえて午後6時を超えた場合は、延長料金として1児童1回につき100円を翌月に徴収します。午後6時を超える場合は、必ず学童クラブに連絡をお願いします。

なお、6時30分を過ぎる場合など開所時間以外は、ファミリーサポート事業をご利用ください。
また、時間を守ることが出来ない場合や集団生活に適さない場合等は、学童クラブを利用できなくなることもありますので、ご注意ください。

※ファミリーサポート事業

対象者 市内在住の生後3か月から12歳までの子どもを持つ保護者

料金等 昼間(平日) 午前7時～午後7時:750円/時間

早朝・夜間 午前7時～午後7時以外:900円/時間

土日・祝日、年末年始(12/29～1/3):900円/時間

会員登録が必要になります。詳細は大月市ファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。電話 0554-23-1152

(5)同居しているご家族への協力をお願い

学童クラブは、保護者が就労等の理由により放課後等の時間に保育が必要な児童を対象に、健全な育成支援と環境を提供することを目的としています。

同居のご家族(祖父母等)がいる場合は、できる限り保育に協力していただくようお願いいたします。また、保護者の仕事がお休みの場合など自宅にて保育が可能な場合は、学童クラブもお休みしていただきます。

(6)土曜日の保育について

土曜日に学童クラブを利用する場合は、原則として利用する土曜日の前の週の金曜日までに「土曜保育利用申請書」を各クラブへ提出してください。

なお、就労等により家庭に保育ができる方がいない場合に限りです。

申請書等は子育て健康課保育支援担当、または各学童クラブに用意してあります。

※ 実施場所の学童クラブ「やえざくらⅠ・Ⅱ」の周辺道路はスクールゾーンとなっており、日曜、祝日を除く午前7時から午前9時までは車両通行禁止となっています。

送迎等の際に通行する場合は、各自の責任において大月警察署で通行許可申請の手続きをしてください。



【問い合わせ先】

〒401-8601

大月市大月二丁目6番20号

大月市役所 市民生活部

子育て健康課 保育支援担当

☎0554-23-6232

(別紙1)

大月市学童クラブ入所判定指数表

判定指数は、基準指数と調整指数を合算した数値とする。

1. 基準指数

基準指数の判断項目		基準指数
居宅外就労	ア 週5日以上、日中7時間以上の就労を常態	10
	イ 週5日以上、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	9
	ウ 週3日以上、日中7時間以上の就労を常態	8
	エ 週3日以上、日中4時間以上7時間未満の就労を常態	7
居宅内就労	ア 自営中心者で、危険、有害な物を扱う業種に従事し、日中7時間以上の就労を常態	10
	イ 自営中心者で、ア以外の業種に従事し、日中7時間以上の就労を常態	9
	ウ 自営協力者で、危険、有害な物を扱う業種に従事し、週5日以上、日中7時間以上の就労を常態	7
	エ 自営協力者で、ウ以外の業種に従事し、週5日以上、日中7時間以上の就労を常態	6
疾病等	ア 1ヶ月以上の入院の場合	10
	イ 入院はしていないが、居宅内で常時病臥にある場合、又は精神性・感染性疾患の場合	10
	ウ 身体障害等級1・2級の認定を受けている場合	10
	エ 身体障害等級1・2級の認定を受けている場合	9
	オ 家族等の看護のため、1ヶ月以上病院等で付き添いをしている場合	10
その他	ア 死亡、行方不明、離別、拘禁等の場合	10
	イ 学校教育法に定める学校に就学している場合	8
	ウ 就労技能修得のため、技能訓練施設等へ通所している場合	8

2. 調整指数

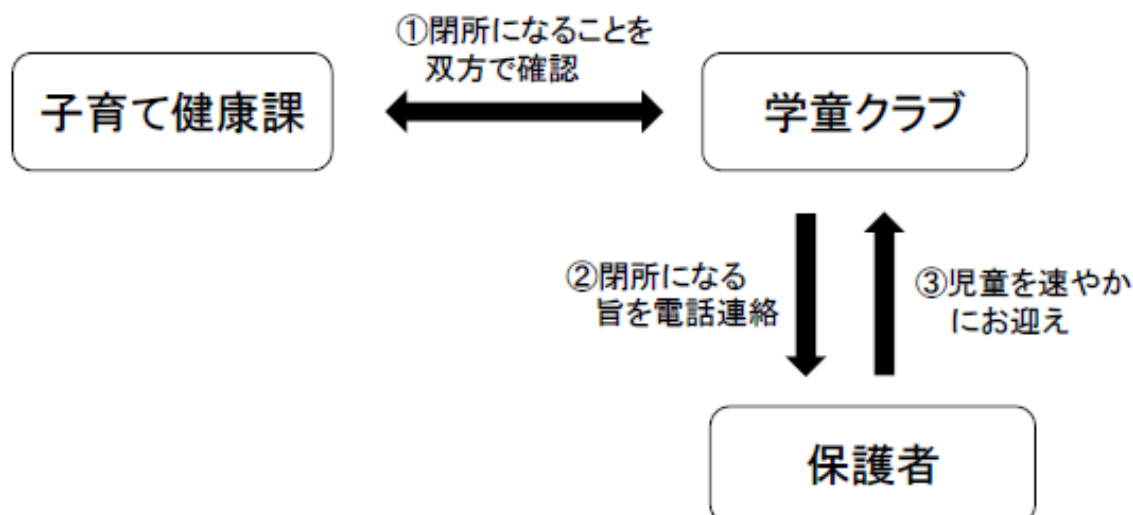
調整指数の判断項目		調整指数
1 一般家庭の学年別調整		
ア 小学校1年及び2年に在学中の児童		0
イ 小学校3年に在学中の児童		-1
ウ 小学校4年に在学中の児童		-3
エ 小学校5年に在学中の児童		-4
オ 小学校6年に在学中の児童		-5
2 両親不存在又は一人親家庭の学年別調整		
ア 小学校1年に在学中の児童		+3
イ 小学校2年に在学中の児童		+2
ウ 小学校3年に在学中の児童		+1
エ 小学校4年、5年及び6年に在学中の児童		0

調整指数の判断項目	調整指数
<p>3 学童クラブの出席率による調整</p> <p>ア 出席率が70%以上の児童</p> <p>イ 出席率が60%以上70%未満の児童</p> <p>ウ 出席率が50%以上60%未満の児童</p> <p>エ 出席率が50%未満の児童</p>	<p>0</p> <p>-1</p> <p>-2</p> <p>-3</p>
<p>4 保護者に代わりうる者の状況による調整</p> <p>① 保護者の自宅より200m未満に居住している保護者に代わりうる者(自営を含む)をいう。</p> <p>② ①であっても、70歳以上の場合には、保護者に代わりうる者とみなさない。</p> <p>③ 70歳未満の場合には、保護者に代わりうる者ひとり一人についての調整指数を合算する。</p> <p>ア 居宅外で、週3日以上を日中7時間以上の就労を常態</p> <p>イ 居宅外で、週3日以上を日中4時間以上7時間未満の就労を常態</p> <p>ウ 居宅内で危険・有害なものを扱う業種に従事し、週5日以上日中7時間以上の就労を常態</p> <p>エ 入院・常時病臥・精神性疾患・感染性疾患</p> <p>オ 身体障害等級1～4級の認定を受けている場合</p> <p>カ アからオに該当しない場合(ボランティアを含む)</p>	<p>0</p> <p>-1</p> <p>-1</p> <p>0</p> <p>0</p> <p>-2</p>

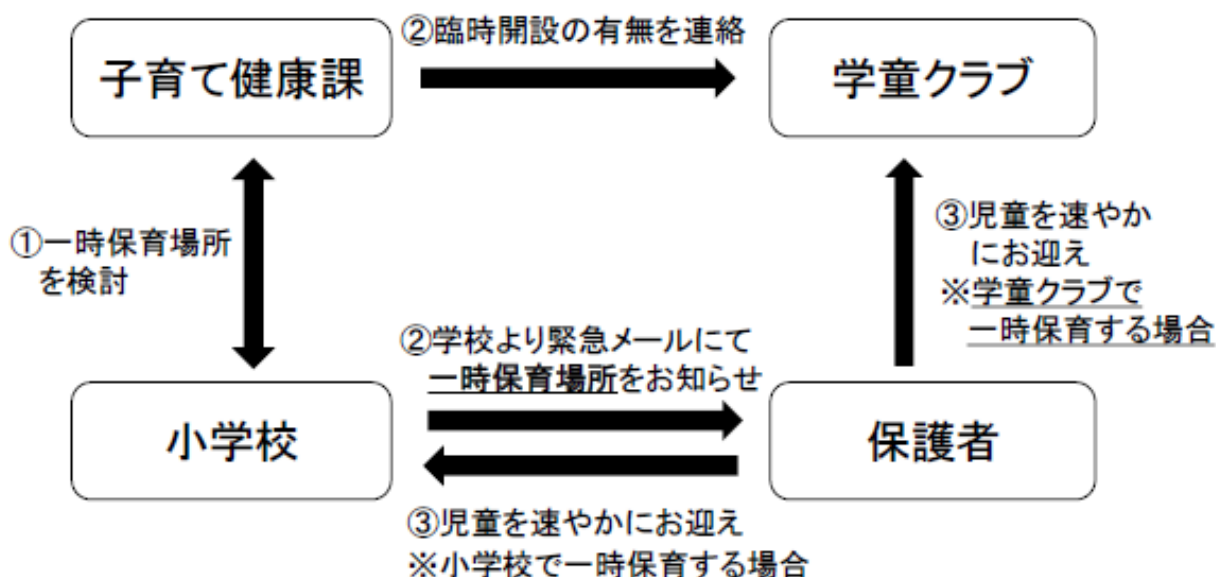
学童クラブ災害時対応のフローチャート

気象警報が発令された場合や、災害(台風を含む)等が発生した場合の対応

1. 学童クラブで保育中の場合



2. 小学校で授業中の場合



※震度弱5以上の地震が発生し観測された場合は、通信手段の混乱が予測されるため、学童クラブからの連絡はできません。速やかに迎えをお願いします。